

# 大阪府個人情報保護条例の運用状況

(平成23年度)

1	個人情報取扱事務の登録	1
2	個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への諮問	1
3	個人情報の開示請求	2
4	個人情報の訂正請求及び利用停止請求等	4
5	指定管理者の取り扱う個人情報に係る開示請求等	4
6	不服申立ての処理状況	4
7	口頭の請求による即時開示	5
8	事業者が取り扱う個人情報の保護に関する苦情相談等の状況	6

## 1 個人情報取扱事務の登録

各実施機関において、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務の名称及び目的並びに取り扱う個人情報の対象者の範囲、記録項目及び収集先等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、府政情報センターで閲覧に供した。

担 当 部 局 名		件 数
知	事	1,989
担 当 部 局 別 内 訳	政 策 企 画 部	110
	総 務 部	65
	府 民 文 化 部	131
	福 祉 部	413
	健 康 医 療 部	304
	商 工 労 働 部	280
	環 境 農 林 水 産 部	312
	都 市 整 備 部	163
	住 宅 ま ち づ く り 部	205
	会 計 局	6
教 育 委 員 会	176	
選 挙 管 理 委 員 会	15	
人 事 委 員 会	1	
監 査 委 員	2	
公 安 委 員 会	4	
労 働 委 員 会	3	
収 用 委 員 会	2	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	
警 察 本 部 長	218	
公 立 大 学 法 人 大 阪 府 立 大 学	57	
地 方 独 立 行 政 法 人 大 阪 府 立 病 院 機 構	93	
合 計	2,560	

## 2 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への諮問

条例では、個人情報は本人から収集することなどを原則としているが、個人情報保護審議会の承認を得て例外的取扱いをしている。平成23年度は4件(知事3件、教育委員会1件)について承認された。

諮問事項	23年度 諮問	23年度 答申	答申の内訳		
			承認	不承認	
件数	4	4	4	0	
事 項 別 内 訳	本人収集の原則の例外 (7条3項7号)	3	3	3	0
	センシティブ情報の収集禁止原則の例外 (7条5項)	3	3	3	0
	目的外利用・提供禁止原則の例外 (8条1項9号)	3	3	3	0
	オンライン結合による個人情報の 外部提供禁止の例外(8条3項)	0	0	0	0

### 3 個人情報の開示請求

#### [請求件数]

府の行政機関が保有する個人情報に関し、685件（うち取下げ7件）の開示請求があり、このうち取下げを除く678件に対し、682件の決定を行った（1件の公開請求について複数決定が行われることがあるため、取下げを除く請求件数より決定件数が多くなっている。）。その内訳は、全部開示決定が527件と最も多く、次いで部分開示決定（一部開示）が136件、不存在による非開示決定が13件となっている。

区 分		23年度 (件)	22年度 (件)
個人情報開示請求の件数		685	300
請求者 別内訳	本人からの請求	543	247
	法定代理人からの請求	142	53
個人情報開示請求の取下げ件数		7	0
個人情報開示請求の件数（取下げ件数を除く。）		678	300
実施機関の決定の件数		682	307
決定内 容別内 訳	全部開示	527	174
	部分開示	136	97
	全部非開示	1	2
	不存在による非開示	13	34
	存否応答拒否による非開示	1	0
	適用除外による非開示	2	0
	要件不備による非開示	0	0
	本人との利益相反による非開示（却下）	2	0

(注) 1 1件の開示請求について複数の決定が行われる例

- ・ 1件の開示請求に対象となる行政文書がある項目とない項目が含まれているため、開示・非開示等の決定と不存在による非開示決定を行う場合
- ・ 文書を管理している室課書ごとに決定を行う場合

#### 2 非開示決定の内容

- 部分開示（一部非開示）：請求者以外の個人のプライバシー情報や法人の正当な利益を害する情報などの非開示情報が記載されていることを理由として対象となる個人情報の一部を非開示として、他の部分は開示する決定。
- 不存在による非開示：行政文書の保存期間が経過しすでに廃棄した場合や作成又は收受していない場合など対象となる請求された個人情報が存在しないことを理由とする非公開決定。
- 存否応答拒否による非開示：請求された個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報が明らかになることを理由として、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定。（第16条）
- 適用除外による非開示：刑事事件や少年保護事件に係る個人情報や刑事訴訟に関する書類及び押収物については、開示請求に係る規定を適用しないこととされていることを理由とする非開示決定。（第46条）
- 要件不備による非開示：請求された個人情報を特定するに足りる事項の記載がない等の開示請求の要件を満たさないことを理由とする非開示決定。（第17条第1項、第2項）
- 本人との利益相反による非開示（却下）：未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって行う開示請求について、本人の利益に反すると認められることを理由に却下する決定。（第12条第2項ただし書）

[実施機関別開示請求件数]

実施機関別・担当部局別では、教育委員会（510件）に対する請求が最も多く、次いで警察本部（119件）である。

担当部局名	23年度	主な請求事例	
知事	51		
担当部局内訳	政策企画部	0	
	総務部	10	人事関係記録、土地境界確認書類等
	府民文化部	7	消費生活センター相談記録、応接記録等
	福祉部	16	児童相談記録、女性相談記録、DV相談記録、審査会関係書類等
	健康医療部	10	保健所相談記録、医療法人関係書類等
	商工労働部	3	労働相談記録等
	環境農林水産部	5	農協関係書類、農地関係書類
	都市整備部	0	
	住宅まちづくり部	0	
	会計局	0	
教育委員会	510	府立高校入試等の答案用紙・中学校調査書・合否判定資料、指導要録、懲戒処分等関係書類、公務災害申請書類、退職金支給情報等	
選挙管理委員会	0		
人事委員会	1	人事委員会議事録	
監査委員	0		
公安委員会	0		
労働委員会	3	不当労働行為事件関係陳述書、労使紛争あつせん台帳等	
収用委員会	2	鑑定評価書	
海区漁業調整委員会	0		
内水面漁場管理委員会	0		
警察本部長	119	警察相談記録、110番記録、応対記録	
大阪府立大学	0		
大阪府立病院機構	0		
計 (注) 2	686		

(注) 1 知事に対する請求で複数の担当部局にまたがるものは各担当部局に計上している。

2 平成23年度では、福祉部と教育委員会にまたがる請求が1件あったため、表4の請求件数は685件であるが、本表の件数合計686件となる。

#### [非開示事由の適用状況]

非開示決定（不存在による非開示及び適用除外による非開示を除く。）の非開示事由としては、公共安全支障情報を理由とするものが104件と最も多く、次いで、事務執行支障であることを理由とするものが99件となっている。

区 分	非 開 示 理 由	23年度 (件)
開示しない ことができる情報	法人等情報（14条1項1号、2項1号）	7
	意思形成支障情報（14条1項2号、2項1号）	0
	事務執行支障情報（14条1項3号、2項1号）	99
	評価等情報（14条1項4号、2項1号）	1
	公共安全支障情報（14条1項5号、14条2項2号、 14条2項3号）	104
	本人安全支障情報（14条1項6号）	0
	本人権利利益侵害情報（14条1項7号）	1
開示しては ならない情報	第三者の個人情報（13条1号）	66
	法令秘情報（13条2号）	0
	法定受託事務情報（13条3号）	0
部分開示＋全部非開示＋存否応答拒否による非開示の件数		138

#### 4 個人情報の訂正請求及び利用停止請求等

平成23年度においては、個人情報の訂正の請求及び利用停止請求等はなかった。

#### 5 指定管理者の取り扱う個人情報に係る開示請求等

指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報については、当該公の施設を所管する実施機関（指定実施機関）に対して、開示、訂正及び利用停止の請求ができることとされているが、平成23年度は、開示、訂正、利用停止とも請求がなかった。

#### 6 不服申立ての処理状況

開示請求等に対する実施機関の決定について、平成23年度は18件の不服申立てがあった。

不服申立ては、個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して再決定等の処理を行うこととなっており、平成23年度においては、前年度の諮問事案も含め4件の再決定等が行われた。

区 分	係属事案 計	取下げ 件 数	処 理 件 数					答申待ち の 件 数
			計	認容	一部 認容	棄却	却下	
22年度の諮問事案	31	0	3	0	2	1	0	28
23年度の諮問事案	18	0	1	0	1	0	0	17
<b>23年度処理件数</b>	<b>49</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>45</b>

## 7 口頭の請求による即時開示

試験の開示などその内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものについては、口頭での請求に対し即時開示を行っている。

平成23年度は、12種の試験に対し、29,703件の即時開示を行った。

試験等の名称	23年度(件)
歯科技工士試験	23
毒物劇物取扱者試験	122
登録販売者試験	50
調理師試験	417
製菓衛生師試験	128
クリーニング師試験	10
狩猟免許試験	7
農業大学校入学試験	2
大阪府立高等学校入学者選抜	28,650
大阪府立高等支援学校入学者選抜	14
大阪府立大学工業高等専門学校入学者選抜	146
大阪府公立学校教員採用選考テスト第2次選考	134
計	29,703

### (参考) 口頭により開示請求ができる個人情報

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容		
行政書士試験	短答式試験及び論述試験の得点	合格発表の日から5年間 随時	市町村課
准看護師試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	保健医療室 医療対策課
歯科技工士試験	総合得点、科目別得点、 100点換算の得点	合格発表の日の翌日から 1月間	保健医療室 健康づくり課
毒物劇物取扱者試験	総合得点、科目別得点、 合格基準	合格発表の日から2週間	薬務課
登録販売者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から2週間	薬務課
調理師試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から2週間	食の安全推進課
製菓衛生師試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から2週間	食の安全推進課
クリーニング師試験	科目別得点、合格点	合格発表の日から1月間	環境衛生課
採石業務管理者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	商工振興室 経営支援課
砂利採取業務主任者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	商工振興室 経営支援課
家畜人工授精師養成講習会 修業試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から2月間	動物愛護畜産課
狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の 得点、適性試験の適否	合格発表の日から1月間	動物愛護畜産課
環境農林水産総合研究所 農業大学校入学試験	総合得点、科目別得点、 総合順位	合格発表の日から3月31 日まで	環境農林水産総合 研究所
技能検定	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	雇用推進室 人材育成課
職業訓練指導員試験	総合得点	合格発表の日から1月間	雇用推進室 人材育成課
大阪府立守口高等職業技術	選考の順位並びに学科試	合格発表の日から3月間	大阪府立守口高等

専門校入校選考試験	験及び面接試験の得点		職業技術専門校
大阪府立芦原高等職業技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験、面接試験及び適性検査の得点	合格発表の日から3月間	大阪府立芦原高等職業技術専門校
大阪府立東大阪高等職業技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験及び面接試験の得点	合格発表の日から3月間	大阪府立東大阪高等職業技術専門校
大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験、面接試験及び適性検査の得点	合格発表の日から3月間	大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校
大阪府立南大阪高等職業技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験及び面接試験の得点	合格発表の日から3月間	大阪府立南大阪高等職業技術専門校
大阪障害者職業能力開発校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験、面接試験、適性検査及び運動検査の得点	合格発表の日から3月間	大阪障害者職業能力開発校
大阪府立高等学校入学者選抜 ・前期入学者選抜 ・海外から帰国した生徒の入学者選抜 ・中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜 ・連携型中高一貫教育に係る入学者選抜 ・大阪府教育センター附属研究学校にかかる入学者選抜 ・後期入学者選抜 ・二次入学者選抜	・学力検査の得点、小論文検査の得点、作文検査の得点、情報活用力検査の得点、実技検査の得点のうち請求者が受験したもの ・調査書中の各教科の評定	4月1日から同月14日まで	当該入学者選抜を実施した府立高等学校
大阪府立高等支援学校入学者選抜	・適性検査の得点 ・調査書中の各教科の評定	4月1日から同月7日まで	大阪府立高等支援学校
大阪府立大学工業高等専門学校入学者選抜	・学力検査の得点、小論文検査の得点のうち請求者が受験したもの ・調査書中の各教科の評定	4月1日から同月14日まで	大阪府立大学工業高等専門学校
大阪府公立学校教員採用選考テスト第2次選考	・筆答、実技、面接テストの得点	11月1日から同月8日まで	教職員室 教職員人事課

(注) 開示期間に休日等が含まれることにより、開示期間の始期及び終期がずれることがあります。

## 8 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する苦情相談等の状況

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する府民等からの苦情相談に対し、監督官庁に取り次ぐなどの対応を行うとともに、個人情報保護法及び大阪府個人情報保護条例に関する知識の普及啓発に努めた。